

学校法人日本福祉大学公益通報等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、学校法人日本福祉大学（以下、「本法人」という。）の業務に関し、法令、寄附行為、諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下、「法令違反行為」という。）に対する教職員等からの通報・相談（以下、「公益通報等」という。）を適切に処理するために必要な事項を定め、公益通報者の保護を図るとともに、本法人のコンプライアンス（法令等の遵守）経営の強化を図り健全な発展に資することを目的とする。

(総括者)

第2条 本法人における公益通報等の体制整備および対応に関しては、常務理事（総務）（以下、「担当理事」という。）が総括する。

- 2 前項に関わらず、公益通報等の内容について、担当理事の関与が想定される場合は、その都度、理事長が総括者を指名し、以降の条文について読み替える。
- 3 担当理事は、本規程に係る業務執行状況について、理事長に報告する。
- 4 担当理事は、本法人教職員に対して、公益通報制度について適切な教育・周知を行う。

(窓口)

第3条 公益通報等を受付ける窓口を総務課（以下、「担当課室」という。）に設置する。

(通報の方法)

第4条 公益通報等の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面及び面会とする。

(通報・相談者)

第5条 通報及び相談窓口の利用対象者（以下、「利用対象者」という）は、本法人の教職員（通報日において退職後1年以内の者を含む）、本法人の業務に従事するもの（通報日において契約等終了後1年以内の者を含む）、役員、学生・生徒等、および本法人の業務に関わる者とする。

- 2 利用対象者は、匿名であっても本件窓口を利用することができる。
- 3 利用対象者は、通報の取り扱いや本件窓口利用者の仕組み等に関する相談を行なうためにも本件窓口を利用することができる。

(通報者の禁止事項)

第6条 利用対象者は、虚偽の通報や不正の利益を得る目的、本法人又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的を持って公益通報等を行ってはならない。

(通報および相談への対応)

第7条 担当課室は、利用対象者から法令違反行為に関する相談を受付けた場合、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応を行う。

2 担当課室は、利用対象者から法令違反行為に関する通報を受付けた場合、速やかに事実関係の調査を開始する。

(調査の実施)

第8条 担当課室は、法令違反行為として通報された事実について、書類調査、実地調査、聞き取り調査その他の適切な方法により調査を実施する。また、関連部署の教職員に対し関係資料の提出及び事実関係の説明等を要請できる。

2 担当理事は事実関係の調査にあたって調査委員会を設置できる。

3 調査の実施にあたって専門性を要すると判断した場合には、外部の専門家に意見を求めることができる。

(調査の協力)

第9条 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、担当課室及び調査委員会に協力しなければならない。

(遵守事項)

第10条 担当課室及び調査委員は、その職務の遂行にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 利用対象者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害してはならない。

(2) 調査対象部署や調査対象者の業務の遂行に著しい支障を与えてはならない。

(3) 常に公平不偏の態度を保持し、全て事実に基づいた調査を実施しなければならない。

(4) 個人情報保護に努め、職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩してはならない。

2 担当課室及び調査委員は、その職を離れた場合であっても、前項に定める事項を遵守しなければならない。

3 担当課室及び調査委員は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。事案処理中に判明した場合は、事案の担当から外すことや公正な対応が担保される措置をとるなど、適切に対応する。

4 本法人は、第1項から3項に反した行為が確認された場合、適切な処分等を科すものとする。

(情報管理)

第11条 担当課室は、受け付けた通報または相談への対応に関する記録を作成し、適切に管理、保管する。

2 担当課室は、本件窓口利用者の所属・氏名・連絡先に関する情報について、本件窓口利用者に不利益が生じないように適切に管理するものとする。

3 担当課室および調査委員は、調査協力者の所属・氏名・連絡先に関する情報につい

て、調査協力者に不利益が生じないように適切に管理するものとする。

4 本法人は、第1項から3項に反した行為が確認された場合、適切な処分等を科すものとする。

5 対象事案に関する情報は、担当課室、調査委員、法令違反行為等の是正措置等の検討に関与する役職者、役員、および事務局並びに必要なに応じて行政機関に限り共有するものとする。

(報告)

第12条 担当課室は、公益通報等の事案処理にあたっては、個人情報保護に配慮し、その重要性を勘案しながら、その状況と調査結果を担当理事に適時報告しなければならない。

2 調査の結果について、担当理事は理事長に報告しなければならない。

(是正措置の実施)

第13条 理事長は、調査の結果、法令違反行為が確認された場合には、速やかな是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

(通報者の保護)

第14条 本法人は、利用対象者が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員等に対し、解雇、減給、派遣契約の解除その他の不利益な取扱いを行ってはならない。また、当該教職員等の職場環境が悪化することがないように適切な措置をとらなければならない。

2 前項に定める不利益な取扱いが行われた場合には、当該不利益取扱いを行った者に対して、適切な処分等を科すものとする。

3 第1項に定める不利益な取扱いが行われた場合には、当該不利益取扱いを受けた利用対象者等に対して適切な救済及び回復のための措置を講じるものとする。

(通報者への通知)

第15条 担当課室は、公益通報等を行った連絡先が分かる利用対象者に対して、通報等の受理、当該通報対象事実の有無、法令違反等不正行為が明らかになった場合の是正措置等を速やかに通知しなければならない。

2 当該通報が公益通報に該当しないものと判断された場合は、その理由に応じて適切に対応を行なうこととする。

(事後確認)

第16条 担当課室は、是正措置等を実施後、次の事項を確認しなければならない。

(1) 法令違反の再発がないこと。

(2) 是正措置及び再発防止策が機能していること。

(3) 公益通報等を行った教職員等への不利益な取扱いがないこと。

(取扱事項による関係規程の適用について)

第17条 研究上の不正行為に関する公益通報については、「日本福祉大学における研究

活動に係る不正行為の公益通報時の取扱いに関する規程」を適用する。

(規程の所管課室)

第18条 本規程の所管課室は、総務課とする。

(規程の改廃)

第19条 本規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2007年10月1日より施行する。
- 2 この規程は、2009年 4月1日より一部改正施行する。
- 3 この規程は、2011年4月1日より一部改正施行する。
- 4 本規程は、2015年4月1日から改正施行する。
- 5 本規程は、2017年4月1日から改正施行する。
- 6 本規程は、2023年4月1日から改正施行する。